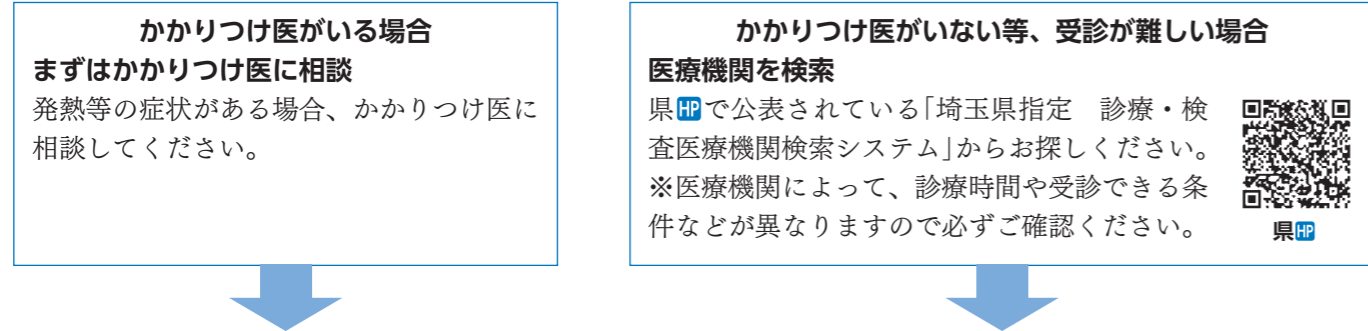


発熱等の症状がある場合の受診方法

新型コロナウイルス感染症の初期症状は、発熱や咳、からだのだるさなど風邪に似ています。風邪症状のある人は、無理をして学校や職場などに行かないようにしてください。

まずは、かかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医で受診ができない場合、かかりつけ医がない場合などの受診方法は、市HP「発熱等の症状がある場合の受診方法」でご案内しています。

受診するには



受診の予約

他の症状の患者と接触しないように発熱患者専用の受付時間を設定しています。事前に必ず電話で予約をしてください。

受診

受診の際は必ずマスクを着用し、医療機関の指示に従ってなるべく公共交通機関の利用を控えて受診してください。

HPが見られない・連絡先が分からない場合

- 次のいずれかにお問い合わせください。
- 埼玉県受診・相談センター ☎048-762-8026(月～日曜日、祝日 午前9時～午後5時30分)
 - 県民サポートセンター ☎0570-783-770(24時間受付)

聴覚に障害のある人、電話での相談が難しい人

- 次のいずれかにFAXでご相談ください。
- 埼玉県受診・相談センター ☎048-816-5801
 - 県民サポートセンター ☎048-830-4808
 - 東松山保健所 ☎22-4251

健康推進課 ☎24-3921 ☎22-7435

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

政府の緊急経済対策に基づき、臨時特別給付金を支給しています。

対象 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の収入等が住民税非課税水準以下になった世帯が対象です。給与明細等をご用意のうえ、申請をお願いします。なお、住民税非課税世帯として給付を受けた世帯は対象外です。

給付額 1世帯あたり10万円

申請期限 9月30日(金)

※詳細は市HPをご確認ください。

その他、生活にお困りの人は社会福祉課にご相談ください。

場・問 社会福祉課

☎21-1455 ☎24-6066

※受付窓口は総合会館から移動しました。



市HP

傷病手当金の支給について(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している給与所得者で、新型コロナウイルスに感染又は発熱等で感染が疑われた場合に、その療養のため就労できなかった期間について、傷病手当金を支給します。

支給額 直近3か月間の給与収入合計額÷就労日数×2/3×支給対象日数

支給対象期間 就労できなかった期間のうち、始めの3日間連続して仕事を休んだ期間(待期期間)を除いた4日目以降の休みの期間
なお、支給を受けるためには事業主や医師の証明が必要です。

詳細は保険年金課までお問い合わせください。

問 保険年金課

(国民健康保険) ☎21-1403 ☎23-0076

(後期高齢者医療制度) ☎63-5004 ☎23-0076

新型コロナウイルス感染症に関する情報

4月15日現在の内容です。内容について変更する場合があります。

新型コロナワクチン接種のお知らせ

1 追加接種(3回目接種)

追加接種の対象者及び使用するワクチン等については次のとおりです。追加接種をすることで、重症化等の予防効果が高まるとされていますので、接種のご検討をお願いします。また、**6月以降は接種会場を縮小して実施する予定のため、接種を希望する人は、早めの予約をお願いします。**

国の追加接種の方針(今後の国の方針により変更となる可能性あり)

対象者	2回目接種日から6か月以上が経過した12歳以上の人
回数	1回
費用	全額公費(無料)
使用するワクチン	18歳以上の人：1・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン(ファイザー社製ワクチン又は武田/モデルナ社製ワクチン)を使用する。 12～17歳の人：ファイザー社製ワクチンのみ使用する。

■予約方法

2回目接種日から6か月が経過する人に接種券を順次発送しています。接種券が届き次第、次のいずれかの方法で予約できます。予約の際は、お手元に接種券をご用意ください。65歳以上の高齢者は、市で接種日時・会場を指定した通知を接種券に同封して発送するため、予約不要です。

電話で予約する	インターネットで予約する	窓口で予約する
東松山市新型コロナワクチン接種コールセンターに電話する。 ☎0120-558-053 受付：午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を含む) ※通話料は発生しません。	接種予約サイトにアクセスする。 ※1・2回目の予約で使 用したマイページは引 き続き利用できます。 ※パスワードを忘れた又はログインできない人は、コールセンター にご連絡ください。	保健センターに来所する。 所在地：材木町2-36 受付：平日午前8時30分～午後5時 ※接種券を持参してください。

2 初回接種(1・2回目接種)

■12歳以上へのワクチン接種

新型コロナワクチンをまだ一度も接種していない12歳以上の人で接種を希望する人は、保健センター(☎24-3921)に電話するか直接お越しください。また、1回目を接種済みで2回目の接種を希望する人についても、保健センターへご相談ください。接種券を紛失した場合は、保健センターに「接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)」を提出してください。

■小児(5～11歳)へのワクチン接種

今後、新たに5歳に達する人へ、誕生日の月末に接種券を発送します。基礎疾患を有する等、重症化するリスクが特に高い小児は、接種の機会を提供することが望ましいとされています。なお、小児のワクチン接種は、オミクロン株に対する発症予防効果、重症化予防効果に関するエビデンス(根拠)が不十分であることを踏まえ、予防接種法上の努力義務の対象とされていません。**感染症予防の効果と副反応のリスクを理解したうえで、接種の判断をしてください。**また、周りの人に接種を強制したり、未接種の人に差別的な扱いをすることのないようお願いします。

小児接種(今後の国の方針により変更となる可能性あり)

接種回数	3週間の間隔をおいて2回接種	
使用するワクチン	小児用ファイザー社製ワクチン ※12歳以上のものと比べて有効成分が3分の1になっています。	
予約方法	1追加接種(3回目接種)の予約方法と同様です。	

3 今後の予定

現在、国は4回目接種の実施について検討を行っています。実施の有無や対象者などの詳細は、決まり次第ご案内します。